

オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション業務

2 業務の目的

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会（以下「委託者」という。）では、スキー場を始めとした雪の魅力と国際観光都市としての魅力とが融合した札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在日数の延長等により、札幌の冬期における観光消費拡大を図ることを目的として取組を進めている。

本業務は、この取組の一環として、令和7年5月にオーストラリアで開催される SNOW TRAVEL EXPO 2025（以下「STE2025」という。）への出展を始めとしたプロモーションを行うことで、オーストラリアからの来札スキー客を増加させることを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

(2) 公開日

令和7年（2025年）3月4日（火）

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月2日（月）まで

(4) その他

本業務は、令和7年3月下旬に予定しているスノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会総会における令和7年度事業計画案の可決及び札幌市議会における令和7年度予算案が可決された場合に、契約・実施をする。

4 予算規模（契約限度額）

4,070,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

別紙「オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を盛り込み、別紙仕様書に記載の内容を満たす提案をすること。

(1) STE2025 出展によるプロモーションの提案

ア ブース内のレイアウトや装飾等を具体的に示すこと。

イ 実施するプロモーション内容を具体的に示すこと。

ウ 効果的にアンケート収集ができるような取組内容を具体的に示すこと。また、目標とするアンケート収集数を示すこと。

(2) STE2025 出展以外でのプロモーションの提案

STE2025 出展以外で実施するプロモーション内容（ターゲットや手法等を含む）等を具体的に示すこと。

(3) 次年度以降の誘客にも資する点

上記（1）（2）で提案した取組を実施することで、令和7年度のみならず令和8年度以降の誘客にも資する点を示すこと。

(4) 指標の設定等

本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。また、当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

なお、当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 業務全体の運営

本業務の実施体制（総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、従事者の知見・専門性、過去の業務実績等）及びスケジュールを示すこと。

(6) 費用の妥当性

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

7 参加資格要件

次の要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものではないこと。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「広告業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局長理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員が同時に参加していないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和7年3月4日（火）
質問受付期限	令和7年3月11日（火）12時必着
参加意向申出書及び企画提案書等提出期限	令和7年3月18日（火）12時必着
実施委員会による書面審査	令和7年3月下旬
提案者への選定結果の通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月初旬

(2) 提出書類

下記の提出書類を、令和7年3月18日（火）12時までに、スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会事務局（札幌市観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内）へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び見積書（様式自由、A4、両面使用）
 - ・ 正本（表紙に提案者の団体名称を記載したもの） 1部
 - ・ 副本（提案者の団体名称が記載されていないもの） 9部
- ウ 上記アイのPDFデータ（CD または DVD） 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。
- キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うに当たり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年3月11日（火）12時必着

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、令和7年3月13日（木）までに質問・回答の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【オーストラリア市場におけるスノーリゾート

プロモーション業務】質問書」とする。

9 選定方法

参加資格を満たす者について、オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添の「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会における書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(3) その他

ア 審査は、提出された企画提案書による書類審査を基本とするが、提案受付後、内容について事業者に説明を求めることがある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 合計評価点の最低基準点を 60 点（満点の 6 割）と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が 1 事業者の場合は、実施委員会において審査し、最低評価基準点(60 点)を超える場合に契約候補者とする。

オ 最も点数が高い同点の提案者が 2 事業者以上あった場合、実施委員会の審議により契約候補者を選定する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 委託者が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委託者が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 問合せ先

担 当 スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会 内潟・戸田
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進課内)
電 話 011-211-2376
F A X 011-218-5129
メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
(1) STE2025出展でのプロモーション	● ブース内のレイアウトや装飾等は効果的なものになっているか。	2	35
	● 実施するプロモーション内容は具体的に誘客に結び付くものであるか。	3	
	● 効果的にアンケート収集ができる内容になっているか。また、目標とするアンケート収集数は妥当か。	2	
(2) STE2025出展以外でのプロモーション	● 実施するプロモーション内容は具体的に誘客に結び付くものであるか。	5	25
(3) 次年度以降の誘客にも資する点	● 提案説明書6-(1)(2)で提案した取組を実施することで、令和7年度のみならず令和8年度以降の誘客にも資する内容になっているか。	2	10
(4) 効果・目標の妥当性	● 本業務の有効性を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	2	10
(5) 業務実施体制・スケジュール	● 業務を円滑に進めるための適切な実施体制となっており、十分な人員が確保されているか。	2	15
	● 履行期間内に業務を遂行することが可能な合理的なスケジュールが立てられているか。	1	
(6) 費用の妥当性	● 提案に対して積算額が妥当であるか。	1	5
合計			100